

【 会 議 録 （ 概 要 ）】

実施日時：令和2年（2020年）8月20日（木）午後2時～午後3時20分

会議名	令和2年第2回 越谷市国民健康保険運営協議会	実施場所	中央市民会館5階 第2・3会議室
件名／議題	【令和2年第2回越谷市国民健康保険運営協議会】 1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について (2) 国民健康保険税課税限度額の引き上げについて（案） 4 報告事項 (1) 令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算について (2) 令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について (3) 国民健康保険関連条例の改正について (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国保税減免について 5 その他 6 閉会		会議資料 (■有 □無)
出席者等	出席委員 中村（真）委員、村上委員、森田委員、山崎（吉）委員、高橋委員、朝倉委員、竹村委員、後竹委員、関森委員、中村（宏）委員、五味田委員、松谷委員、山崎（治）委員、吉野委員、山本委員、都築委員 欠席委員 石塚委員、川邊委員、松本委員、鈴木委員、坂本委員 事務局 新井保健医療部長 国民健康保険課：小川課長、和田調整幹、鎗田副課長、齊藤主幹、川上主事、高木主事 傍聴者 0名		
●主な内容等			
【議事】 (1)第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について 会議資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行った。 (2)国民健康保険税課税限度額の引き上げについて（案） 会議資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行った。 【報告】 (1)令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算について 会議資料に基づき、事務局より報告を行った。 (2)令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について			

会議資料に基づき、事務局より報告を行った。

(3)国民健康保険関連条例の改正について

会議資料に基づき、事務局より報告を行った。

(4)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国保税減免について

会議資料に基づき、事務局より報告を行った。

令和2年第2回越谷市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和2年8月20日（木）午後2時～午後3時20分
会 場 中央市民会館5階 第2・3会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診
査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について

（2）国民健康保険税課税限度額の引き上げについて（案）

4. 報告事項

（1）令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算について

（2）令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について

（3）国民健康保険関連条例の改正について

（4）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国保税減免
について

5. そ の 他

6. 閉 会

1. 開 会

- 司会 皆様、こんにちは。
本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただ今より、「令和2年第2回越谷市国民健康保険運営協議会」を開会させていただきます。

2. あいさつ

- 司会 はじめに、当運営協議会の開催にあたりまして関森会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。関森会長よりお願いいたします。

- 会長 (関森会長あいさつ)

- 司会 ありがとうございました。続きまして、欠席の委員をご報告いたします。
石塚委員、松本委員、鈴木委員、坂本委員より欠席のご連絡をいただいております。なお、私ども事務局職員の紹介につきましては、大変恐縮ではございますが、お手元にお配りしてある席次表をもちまして、個々の紹介に代えさせていただきますと存じます。
続きまして、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

(会議資料確認)

- 司会 本日の会議につきましては、出席委員が、運営協議会委員21名の半数を超えておりますので、「越谷市国民健康保険に関する規則」第4条第2項により有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事に入りますが、同規則第3条の規定に基づき、関森会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

- 議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、皆様にご承諾いただきたいことがございます。会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、あらかじめ皆様のご了解をいただきたいと存じます。

また、本協議会につきましては、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づき、これまで会議を公開しております。

本日、傍聴希望者はいますか。

- 事務局 傍聴者はありません。

3. 議 事

- 議長 それでは、議事に移りたいと存じます。

まず、議事「(1) 第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について」でございます。

事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議事(1) 第2期越谷市国民健康保険事業実施計画・第3期越谷市特定健康診査等実施計画に基づく令和元年度実施事業の実績報告について、ご説明いたします。

計画に基づき実施している保健事業の内容については昨年度と変更がございませんので資料1のA4でつづつてある内容をご確認ください。

つづきまして、令和元年度の保健事業の実績と評価について説明させていただきます。

資料1の最後のページA3横の資料をご覧ください。

A3横の資料では、計画で掲げたアウトプット・アウトカムそれぞれの目標値に対し、令和元年度実施事業の実績と評価、また、結果に対する今後の課題を整理しておりますので、順に説明をさせていただきます。

それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

はじめに「1 健康管理意識の向上」の「①特定健康診査」ですが、アウトプットの令和元年度の目標値をご覧くださいますと、受診率45%以上となっておりますが、令和2年7月末現在で41.7%となっており、目標に届いていない状況です。特定健診の受診率については、本年11月の法定報告で確定いたしますが、目標値には届かない見込みでございます。

次にアウトカムの令和元年度の目標値をご覧くださいますと、血圧有所見者の割合が49.7%、HbA1c 有所見者の割合が50.1%となっております。実績は、それぞれ一定の数値の改善は見られるものの目標の達成は出来ていない状況でございます。

実績を踏まえた課題といたしましては、特定健診の受診率は、昨年から伸びが鈍化しており頭打ちの状況にあることから、受診勧奨方法や事業の周知方法を見直す必要があると考えております。

また、受診者に対しては成果として検査値の低下が認められることから、受診する事による生活習慣の見直しや医療機関への受診勧奨効果等、一定の効果があるのではないかと思います。

次に「②特定健康診査未受診者ハガキ勧奨」ですが、表にございますとお

り、アウトプット、アウトカムともに目標をクリアしております。勧奨ハガキの通知を2回実施し、その効果として受診勧奨対象者の受診割合が6.4%となり、目標の3%を達成しております。

今後も受診勧奨対象者の選定や効果的なメッセージとなるよう内容を工夫するなどして、引き続き実施してまいります。

次に「③特定健康診査未受診者電話勧奨」ですが、アウトプットの目標である未受診者800人に対し、対象を40から60歳代の被保険者に絞り、電話勧奨を行いました。その成果としては、アウトカムの実績値にありますとおり、受診勧奨者のうち特定健診を受診した割合は30.9%で、目標である30%を達成しております。今後もより効果の見込める対象者を抽出するなどの工夫をし、効果の向上を目指してまいります。

次に「④人間ドック助成事業」ですが、検診料の助成人数は833人でアウトプットの目標である850人には届いておりません。しかし、人間ドック受診分を特定健診の受診率に換算した結果、1.72%となり、アウトカムの目標である1.56%をクリアしております。

引き続き、人間ドック検診料助成の周知に努め、特定健診受診率の向上に寄与できるよう事業を進めてまいります。

次に「⑤埼玉県コバトン健康マイレージ事業」ですが、表にございますとおり、アウトプット、アウトカムともに目標をクリアしております。令和元年度については前年度から事業の参加者が1,173人増えており、目標である500人を大きく上回り増加しました。その効果として、1ヶ月の平均歩数が1日8,000歩以上達成した人数も5,353人で、目標である1,200人を大きく上回っております。

引き続き、参加者の健康増進に寄与できるよう、コバトン健康マイレージ事業の周知に努めてまいります。

続きまして、「2メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少」の「①特定保健指導」ですが、アウトプットの目標である特定保健指導実施率20%以上の達成は難しい状況でございます。特定保健指導実施率の実績値につきましては、7月末までの途中経過で3.4%となっておりますが、本年11月の法定報告で確定する現時点での実施率の見込は、約11%となっております。

特定保健指導につきましては、委託により事業を行っておりますが、利用率が伸びていないことから、委託事業者との利用率向上に向けた共通認識をはかり、改善策を講じることで利用率の向上を目指します。

続きまして、「3生活習慣病重症化予防の強化」の「①生活習慣病重症化予防対策事業(受診勧奨)」及び「②生活習慣病重症化予防対策事業(保健指導)」につきましては、埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会、県内参加市町村

の共同事業として実施しており、越谷市も平成２８年度から事業に参加しております。

表をご覧くださいますと、①生活習慣病重症化予防対策事業（受診勧奨）のアウトプットの目標は達成しているものの、それ以外の目標は下回っている状況です。現在、埼玉県が県立大学に事業の検証を依頼しているおり、今後、効率的に事業を進められるよう見直しが行われることとなっております。

最後に「４医療保適正化対策の推進」の「①ジェネリック医薬品普及促進事業」につきましては、表にございますとおり、アウトプット、アウトカムともに目標をクリアしております。

アウトカムの目標については、令和２年度中に８０％以上という国が掲げた目標に合わせたものとなっておりますが、本市では令和元年度末で８２．６％と達成できております。これは、医療関係者の皆様のご協力をいただいたこと、また、差額通知の発送やジェネリック希望シールの配布などによる効果があったと思われます。

今後も新たな対象者が見込まれることから、引き続き差額通知の発送等で被保険者に対し周知を行い、数量８０％以上を維持していく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

なお今年度は当計画の中間見直しを行います。その見直しにあたりまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力の程、お願いいたします。以上でございます。

○ 議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件についてご意見・ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

○ 委員 特定健康診査未受診者はがき勧奨について、「課題」に「勧奨効果が低いのは男性」と出ているが、それに対する対策はありますか。民生委員でも地域の中でお互いに支えあうということを進めていますが、その中でも男性の参加が非常に少ないことが問題になっています。

○ 議長 事務局説明をお願いします。

○ 事務局 男女別、年代別で見ると、男性かつ若い世代の方の受診率が低い状況にございます。令和元年度については、受診勧奨はがきについて年代別に記載内容を変える工夫をしたが、男性の受診率は伸びませんでした。今後は記載内容を更なる細分化や、電話勧奨の結果を活用して男性が在宅している時間帯等を検証しながら、はがきだけでなく、電話勧奨とセットにしながら男性の

方にどうしたら受診をはたらきかけられるかを引き続き検討してまいります。

○ 議長 その他、意見のある方はいますか。

○ 委員 健診に関して、事前に資料をいただき、おもしろいと思った部分があったのでお聞きしたい。電話勧奨を800人行い、30%が受けたというのはものすごく高い数字だと思った。市職員が行ったのか委託が行ったのかはわからないが30%も受診に結び付けられるトーク術があるというのは非常に効果的であると認識しました。その反面、トータルの受診率が鈍化している。見直しについてどのようなことを考えていますか。

また、電話勧奨が個人的には効果的だったと感じるが、未受診者が25,000人以上いる中で、どうやってこの800人を抽出したのかを、よろしければ教えていただきたい。

○ 議長 事務局お願いします。

○ 事務局 電話勧奨については、市職員が行っています。効果があるのでもう少し広げたいという考えもありましたが、800人がマンパワーの限界というところもございます。対象者の抽出にあたりましては、評価のところに書かせていただいたが、年代は40代～60代の被保険者で絞りました。また、日中いらっしゃらない方がいるので、多少業務時間より広げた、19時までを電話勧奨の時間とし、不在の場合電話をかける時間帯を変えて再度電話をかけることで、直接お話ができるような形をとりました。直接お話ができると、受診してみようという考えに誘導できるが、伝言や不在となると当然効果がないので、なるべく在宅している時間帯を探し出し、時間帯を変えることで実施したところです。また、受診勧奨のはがきと同時に行っているので、電話での効果があったのか、はがきとの相乗効果なのかわからないところです。必ずしも電話イコールということではないかとは考えておりますが、数字としては30%以上という実績が出ております。

○ 議長 他にありませんでしょうか。

○ 委員 特定保健指導の実施率が前年と比較して相当低くなってしまっていますが、委託先は今年度も同じ業者でしょうか。共通認識を図ることで、改善がはかれるのか。あとは、今回コロナがあったので特定保健指導の対面は難しいかと思うが、今後本当に伸びていけるのかお聞きしたい。

○ 事務局 実績が今回 3.4% ということでかなり落ち込んでいる状況でございます。先程ご説明させていただいたとおり、報告のずれがあり、結果的には 11% くらいにはなる見込みではありますが、それでも、前年度よりは落ち込んでいる状況です。委員からご指摘があったとおり、コロナウイルスの感染がかなり影響しております。当市の特定保健指導については、令和元年度から令和 2 年度にかけて実施するという事になっており、また、特定健診の受診期間が 6 月～ 11 月 10 日までで、11 月の健診の結果を受けて、特定保健指導を進めようと思っていた方というのがかなりいらっしゃいました。それが軒並み中断し、できなくなってしまった影響もございます。今後についてですが、委託の中でも ICT を活用した部分を考えていく必要があると思っております。今年度も同じ業者と契約することになっておりますので、今後このコロナ禍でどういう保健指導の在り方がいいのか、引き続き協議しながら、実績を上げていけるよう努力してまいりたいと考えております。

○ 議長 他にご意見はありますでしょうか。ご意見等がないようですので、次に移ります。

○ 事務局 それでは議事（2）国民健康保険税課税限度額の引き上げについて（案）についてご説明させていただきます。お手元の資料 2 をご覧ください。地方税法施行令が改正され、令和 2 年 4 月 1 日に施行されました。国民健康保険税の課税限度額の引き上げと均等割軽減判定所得の基準の見直しが行われました。本市でも、課税限度額の引き上げにつきまして、令和 2 年 12 月定例会において、越谷市国民健康保険税条例を改正することを予定しております。

なお、埼玉県と県内市町村の共通の方針であります「埼玉県国民健康保険運営方針」におきましても、課税限度額については、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指すとしております。

また、均等割軽減判定所得の基準の見直しにつきましては、すでに令和 2 年 4 月臨時会の議決を経て、令和 2 年度の国民健康保険税から適用しております。これにつきましては、報告事項で資料 5 のところで、改めてご説明させていただきます。改正の内容ですが、国民健康保険税の医療分に

係る課税限度額を現行の６１万円から６３万円に、介護分に係る課税限度額を現行の１６万円から１７万円にそれぞれ引き上げ、合計で課税限度額を９６万円から９９万円に３万円引き上げるものです。なお、後期高齢者の支援金分に係る課税限度額は現行の１９万円に据え置きでございます。

（２）につきましては、この改正の内容を表にしたものでございます。説明につきましては以上でございます。

○ 議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件についてご意見・ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

○ 委員 法定額どおり、どこでも同じ税金になるよう改定されていくということで、そのとおりでよろしいのではないかと思います。

○ 議長 ご意見等がないようですので、以上で議事を終了させていただきます。

4. 報 告

○ 議長 次に、報告事項に移ります。（１）令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算について事務局より報告をお願いします。

○ 事務局 それでは、令和元年度越谷市国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

資料３をご覧ください。令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算状況一覧の資料となりますが、表の上半分が歳入、下半分が歳出となっております。また、表の左から２列目が、令和元年度決算額、左から３列目が平成３０年度決算額、一番右の列が令和元年度決算額と平成３０年度決算額との差額でございます。それでは歳入歳出の主なものをご説明いたします。

まず歳入でございますが、表の一番上、令和元年度の歳入総額は、３２６億９０５万１，４３８円で、前年度比７．９％の減です。前年度比で減少している主な要因といたしましては、被保険者の減少に伴い予算規模が縮小したこと、また、平成３０年度から国保広域化により、財政の責任主体が都道府県になったことに伴い、市町村の国保特別会計の仕組みが大きく変わったことにより、繰越金の整理を行ったことも前年度比で減少した要因でございます。

次に、1 款の国民健康保険税については、令和元年度決算額が、7 2 億 8, 7 2 9 万 2, 6 3 8 円で、歳入全体の 2 2. 4 % を占めております。前年度からの比較ですが、7, 2 0 5 万 8, 7 6 3 円の減となっております。令和元年度につきましては、被保険者数は前年比で約 5 % 減少したものの、保険税率の改定を行ったことから、国民健康保険税は前年比 1 % の減少となっております。

次に、4 款の県支出金につきましては、主に歳出の保険給付費と同額が県から保険給付費等交付金として交付されるものでございますが、2 1 5 億 6, 5 7 1 万 7, 3 1 9 円となっております。

次に、6 款の繰入金につきましては、国の定めた法定分と、不足分を補う法定外分の、合計 2 8 億 3, 0 2 9 万 6, 7 4 2 円を、越谷市一般会計より繰入しました。法定分として、1 8 億 6, 4 2 9 万 6, 7 4 2 円、法定外分として、9 億 6, 6 0 0 万円を繰入しました。

諸収入他につきましては、9, 5 3 0 万 7, 6 0 9 円で、内容は保険税に対する延滞金や、交通事故など、第三者の行為により負った傷病にかかる給付費を加害者に請求する第三者納付金等でございます。

以上、歳入総額は、3 2 6 億 9 0 5 万 1, 4 3 8 円でございます。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

歳出総額は、3 1 8 億 4, 1 5 0 万 8, 3 3 9 円で、前年より 7. 9 % 減少しております。歳出も歳入同様、前年度比で大きく減少しておりますが、歳入で説明させていただきましたとおり、被保険者の減少に伴い予算規模が縮小したによるものでございます。

次に、2 款の保険給付費につきましては、2 1 2 億 5, 2 8 6 万 3, 3 4 7 円で、歳出全体の 6 6. 8 % を占めております。平成 3 0 年度との比較ですが、3 億 7, 3 7 3 万 5, 0 7 5 円、1. 7 % の減少となっております。

次に、5 款の保健事業費でございます。こちらは、国民健康保険の保健事業にかかる経費として、3 億 1, 6 5 4 万 8, 3 5 9 円支出いたしました。

以上が国民健康保険特別会計令和元年度決算の主な項目についての説明でございます。続きまして、令和元年度決算の概要について説明いたします。資料を一枚おめくりください。

こちらは歳入・歳出それぞれの割合を円グラフにしたものでございます。はじめに、右の歳出のグラフをご覧ください。水色で示されているのが「保険給付費額」でいわゆる医療費で、歳出全体の 6 6. 8 % を占めています。この保険給付費を支払うための財源は左のグラフの水色で示されている県支出金になります。歳出の保険給付費額とほぼ同額となっていることがわかるかと存じます。このように当該年度の医療費については、すべて県から交付

されることとなっております。

次に県が各市町村に医療費分のお金を交付するための財源としているのが、各市町村から集める国保事業費納付金で、右のグラフの黄色で示されています。県は各市町村から集めた納付金と国からの公費、県が負担する公費、他の医療保険から交付される前期高齢者交付金を財源として、各市町村の医療費分を交付することとなっています。

また、各市町村はこの国民健康保険事業費納付金を支払うための主な財源として、歳入の国民健康保険税を当てることになります。しかしながらグラフをご覧くださいとおり、歳出の納付金より歳入の保険税が少なくなっております。そのため、不足分については、法定繰入金の一部などを充てることになりますが、それでもなお不足する額については、法定外繰入金で補填し納付しております。

続きまして、3ページをご覧ください。被保険者数の推移等について説明いたします。

左の表が被保険者数の推移となりますが、平成29年度から令和元年度にかけて約8千人減少しております。一方で被保険者のうち前期高齢者、こちらは65歳以上の被保険者ということになりますが、その割合が増加傾向にあることがわかります。

つづいて右の表は年齢階層別の国保加入者の状況でございます。グラフにありますとおり、年齢が上がるにしたがって、国民健康保険の加入者の割合が高い状況でございます。特に65から69歳のところで加入割合が増えておりますが、これは会社を退職した後、国民健康保険に加入するという年齢層であるということではないかと思われます。

続きまして、3ページをご覧ください。医療費の推移等について説明いたします。

左の表が医療費の推移となりますが、被保険者数の減少に伴いまして、医療費総額は減少している状況です。一方で右の表をご覧くださいと、被保険者の1人当たり医療費につきましては、平成29年度から令和元年度にかけて全体で約12,000円増加しており、また、65歳以上の前期高齢者の1人当たり医療費につきましては、約15,000円増加しております。

国保加入者の年齢構成が高くなっていることにより、年々、被保険者1人当たりの医療費も伸びているのが現状です。

続きまして、3ページをご覧ください。国民健康保険税の調定総額の推移等について説明いたします。

左の表は国民健康保険税の現年度分の調定総額及び一世帯あたりの調定額の推移となりますが、被保険者数の減少などに伴いまして、毎年度減少しておりましたが、令和元年度は税率改定を行ったことにより、調定金額が

約 0.4%、一世帯当たりの調定額は約 3.4%前年度より増加しております。

最後に右のグラフになりますが、国民健康保険税の現年度分の収納率の推移でございます。越谷市の令和元年度収納率は、90.41%で前年度から約 0.36 ポイント減少しております。

以上が令和元年度越谷市国民健康保険特別会計決算による財政状況についての説明でございますが、最後に赤字削減額・削減率の進捗状況について説明をさせていただきます。参考資料をご覧ください。

運営協議会において報告しております令和 5 年度までの赤字削減額・削減率につきまして、令和元年度決算と令和 2 年度の当初予算額が整いましたので、その実績について報告させていただきます。

はじめに令和元年度決算における赤字削減額・削減率の実績でございますが、資料の一番下にありますとおり、予定した額に近い額の赤字が削減できております。これは、令和元年度に保険税率の改定を行ったことにより保険税等の収入がほぼ見込みどおりであったことから、一般会計からの法定外繰入金の追加などは発生せず、予定通りの繰入を行ったことによるものです。

また、令和 2 年度の当初予算における赤字削減額・削減率につきましては、見込みよりもかなり赤字の削減が進んでいる状況でございます。

赤字の削減が進んでいる要因でございますが、令和 2 年度に県に納付する国保事業費納付金の額が見込みよりかなり少なかったことによるものと考えております。国保事業費納付金の額が見込みより少なかった理由といたしましては、平成 30 年度に県に納付した国保事業費納付金に余剰が発生し、それを令和 2 年度の納付金で精算したことによるものと考えております。

なお、今年度は埼玉県国民健康保険運営方針の見直しが行われることになっておりますが、運営方針に記載される統一保険税や赤字解消の目標年次などに注視してまいります。また、来年度につきましては、県の運営方針の記載内容や本市の赤字削減の状況により、必要に応じて赤字削減計画の見直しの検討を委員の皆様をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○ 議長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。かなり赤字幅削減ができてきているということで、我々運営協議会としては、結果このように削減が大きくできたというのは非常に意義あることではないかと思えます。報告について、何もございませんか。

○ 委員 一般財源からの繰り入れが減っているというのは、私達被用者保険の方か

らもずっと言い続けたところなので、すごく頑張ってらっしゃることがよくわかっていいなと思ったところです。資料としていただいても気になるのでよろしければ教えていただきたい。5 ページ目の収納率が、折れ線グラフで非常にショッキングな数字になっていると思うが、いろいろと収納困難な状況があったのかと想像できるが、これ以外にお聞きしたいのが、実収納率のところで居所不明分を分母から除いているというのが計算式に入っているが、この居所不明分というのはどんな人か。また、これは不納欠損に初めからなってしまうのか、居所不明の方は保険証とか全く渡していない方なのか、知識として教えてもらえればと思います。

○ 議長 事務局よろしくお願いします。

○ 事務局 収納率については、他部署が所管しており、詳細な部分がわかりかねる部分がございますので、今のご質問については、追加で後ほどご報告させていただければと考えておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長 はい、ありがとうございます。その他、ご質問ございますか。ご質問がないようですので、次に移ります。(2) 令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局 それでは、令和2年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

事前に郵送しました資料4につきましては、9月補正予算(案)の編成過程で金額等に変更が生じておりますので、本日差し替えをお願いしました資料4をご覧くださいたく存じます。

資料4の1ページですが、今年度につきましては、5月に1回目の補正を行い、9月に2回目の補正を予定しております。補正予算の内容ですが、5月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給することに伴い、歳出予算について、1,000万円の補正を行いました。また、傷病手当金の財源につきましては、国から全額交付されることから、歳入予算についても歳出と同額の補正を行いました。

つづきまして、2ページをお開きください。

9月定例会に上程する「令和2年度9月補正予算案」について説明いたします。

はじめに歳入の県支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国民健康保険税減免に係る交付金として、
2, 0 0 0 万円を追加いたします。

次に繰入金のうち、職員給与費等繰入金でございますが、これは国民健康保険の事務の執行に要する費用に関して、一般会計から繰り出しをし、国民健康保険特別会計に繰り入れるとされているものでございます。

令和元年度の職員給与費等の金額が確定いたしましたので、昨年度繰入れた金額との差を補正いたします。実際に事務の執行に要した確定額は、
4 億 9, 3 0 0 万円となりましたので、令和元年度当初繰入額
5 億 5, 0 0 0 万円との差 5, 7 0 0 万円を令和 2 年度当初予算額から減額します。

次に、出産育児一時金繰入金でございますが、出産育児一時金の 3 分の 2 に相当する額を、一般会計から繰出をして国民健康保険特別会計に繰り入れるとされているものでございます。実際の必要額が 7, 4 0 0 万円となりましたので、令和元年度当初繰入額 1 億円との差 2, 6 0 0 万円を令和 2 年度当初予算額から減額します。

次に、繰越金でございますが、昨年度の収支差引額は、
7 億 6, 7 5 4 万 3, 0 0 0 円となりますので、令和 2 年度当初予算額
5, 2 0 0 万円との差、7 億 1, 5 5 4 万 3, 0 0 0 円を追加します。

歳入では、以上 6 億 5, 2 5 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を
3 1 2 億 1, 2 5 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

諸支出金の保険税過誤納還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少する見込みの被保険者等に対し国民健康保険税の減免を行うための費用など、3, 7 0 0 万円を追加し、補正後の予算額を
7, 4 0 0 万円とします。

同じく諸支出金の一般会計繰出金は前年度の決算見込に伴う精算として
3 億 4, 0 0 0 万円を追加いたします。

予備費につきましては、保険給付費の増や保険税収入の減などに対応するため、2 億、7, 5 5 4 万 3, 0 0 0 円を追加いたします。

歳出におきましても、6 億 5, 2 5 4 万 3, 0 0 0 円を追加いたしまして、補正後の額を 3 1 2 億 1, 2 5 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算の説明につきましては、以上でございます。

○議長

ただ今の報告につきまして、ご質問はございますか。ご質問がないようで

すので、次に移ります。(3) 国民健康保険関連条例の改正について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、報告事項(3) 国民健康保険関連条例の改正についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。まず、越谷市国民健康保険税条例の改正について、こちらの方が国民健康保険税の均等割軽減の拡充についてでございます。先程、資料2で課税限度額の引き上げについて、資料5で説明をしますと申し上げましたが、そのことでございます。

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の均等割軽減について、越谷市国民健康保険税条例の改正を行いました。令和2年5月1日から施行されております。国民健康保険税については、世帯の所得が一定額以下の場合に「均等割額の7割・5割・2割」を軽減していますが、このうち5割軽減、2割軽減について「軽減対象となる所得基準額」を変更し、令和2年度から均等割額の軽減対象者を拡大しました。改正の内容としましては、国民健康保険税均等割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者1人につき加算する金額を28万円から28万5千円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき加算する金額を51万円から52万円とするものです。こちらの現行、改正後の表がございしますが、7割軽減の33万円に変更はございませんが、5割軽減につきまして、現行28万円だったものが28万5千円、2割軽減につきまして、現行51万円だったものが、52万円となっており、軽減の範囲を拡大して、軽減をされる方が増えていることになっております。

2番目の軽減の推移、過去5年間ですが、平成28年度から令和2年度におきまして、7割軽減の33万円は変わらないのですが、5割軽減、2割軽減はそれぞれ26万5千円から28万5千円に、48万円から52万円に金額が拡大されております。

次に、越谷市国民健康保険条例の改正につきまして、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の説明をさせていただきます。傷病手当金は、お勤めをしている方が、業務災害以外の病気やケガの療養のために会社を休まざるを得なくなり、その間の賃金を受け取ることができなかった場合に、その補償として、健康保険から手当金を支給する制度です。傷病手当金は、国民健康保険では財政上余裕がある場合に、条例等を制定して支給することができる、いわゆる任意給付でありまして、これまで傷病手当金の支給は行っておりませんでした。しかしながら、今般、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大をできる限り防止するため、被用者が感染する等した場合に、会社を休みやすい環境を整えるため、緊急的、特例的な措置として傷病手当金にかかる費用について、国が市町村に財政支援を行うこととなりまして、これを

受け、越谷市でも感染拡大防止策を講じる必要があるという考えのもと、傷病手当金の支給ができるように、国民健康保険条例を改正しまして、令和2年5月1日からこちらの施行を行っております。

傷病手当金の支給対象者でございますが、越谷市国民健康保険に加入していて、直近3ヶ月以内に会社から賃金等の支払いを受けており、令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のために会社を休んだ期間が4日以上あり、会社を休んだ期間の賃金等の支払いを受けられないことが要件となっております。支給対象となる日数ですが、療養のために会社に行けなくなった日から起算して3日を経過した日以降の療養期間のうち、本来出勤を予定していた日数でございます。1日あたりの支給額は直近3ヶ月間の1日当たり平均賃金の3分の2となり、支給対象となる日数に1日あたりの支給額を乗じた額が総支給額となります。適用期間としては、令和2年1月1日から令和2年9月30日までで、本市では傷病手当金について、広報誌、ホームページ、納税通知書に同封するチラシ等で周知を行っております。なお、資料上、令和2年7月9日現在となっておりますが、現時点でも変わらず、実績としては2件で、総支給額は13万9,160円でございます。

続きまして、越谷市国民健康保険条例の改正について、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設でございます。改正点でございますが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設したものでございます。概要は、所有期間が5年を超える低未利用地等を一定の要件により売却した場合には、譲渡所得から100万円の特別控除し、低未利用地等の活用の促進を図りますということです。そもそも低未利用地とは、適正な管理が図られる土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比較して利用程度が低い「低利用地」の総称です。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、耕作放棄地などで、「低利用地」の具体例としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられます。低未利用地の管理が不十分であれば、不法投棄や防犯、防災面での不安が増大し、地域の生活環境に弊害が生じる恐れがあるため、低未利用地等の活用を促進し、地域の価値向上を支援するとともに、今後における更なる所有者不明土地の発生の予防を図るため、課税の特例が創設されたものです。まさしく、空き地や空き家の対策です。そちらを少しでも支えられるように、ということで課税の特例を創設したということです。施行日は令和3年1月1日ですので、令和3年度以後の年度分から適用されるということになります。参考までに関連する条文を一部抜粋で載せておりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長

ただ今の報告につきまして、ご質問はございますか。かなり特例的な措置

ということで市の方も条例等を作っているようですので、周りに該当者がいらっしゃるようでしたらお教えいただいて、ぜひ利用していただけたらと思います。何かございますか。

○委員 健康保険でも同じようにコロナに関する傷病手当を設けていますか。

○委員 健康保険法の中に傷病手当金という制度があります。先程説明のあった中に、出勤を予定していた日数を支給対象とするとなっていた点が健康保険法の方と考え方が違うのかなと思った。

○委員 ありがとうございます。傷病手当のことをご存じないのかもしれないが、お仕事をしている若い方が受診に来て、コロナの検査をした方がいいのではないかという症状の患者で、「仕事に支障がでるから調べないでくれ」とおっしゃる方々がいる。その方に無理に検査を勧められないが、こういう制度があり、自分達の賃金が保証されると言えば、検査を受けてくださるかもしれない。そうすると、感染拡大を予防することができる。まだ2人くらいしか受けておられないようだが、皆さん本当にこのことを知っておられるのか。周知をなるべくしてもらって、そのような方々に検査を受けてもらえるよう少しでもプラスになるようにお願いしたい。

○議長 はい。事務局より補足説明はございますか。

○事務局 仕事に支障がでるから検査を受けないということは、休みやすい環境をつくるという傷病手当金の趣旨と異なります。周知については広報やホームページ等電子媒体に偏ることなく、広く周知できるよう進めています。次に説明させていただく減免についても、知らない方が受けられないということがないように、あらゆる機会を設けて周知を行っており、今後も、引き続き行っていきたいと考えております。

○委員 医療機関の医師に関しても、こういう制度があると周知していただくと、患者さんに対してうまく行き届くのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 会合があった時に市の方が皆さんがおられる前で説明されるのはいいかもしれません。医師会等で説明会があるようでしたら、また事務局にお声がけいただくのもいいかもしれません。他はいかがでしょうか。ご質問がないようですので、次に移ります。(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

被保険者に対する国保税減免について事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告事項（４）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国保税減免について、こちら資料６をご覧くださいと思います。
減免の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少額が前年の収入と比較して１０分の３以上減少する見込みであるなど、減免の要件に該当する場合に、申請に基づきまして国民健康保険税の減免を行います。減免の対象でございますが、まず対象者は新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方は保険税の全額を免除しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが、前年の収入と比較して１０分の３以上の減少が見込まれる世帯の方には保険税の一部を減額しております。１０分の２から全額とありますが、合計の所得に応じて金額によって１０分の２から全額とわかれております。

対象となる保険税ですが、令和元年度分及び令和２年度分の保険税であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日でございます。越谷市については、令和元年度分に関しては９期、１０期、令和２年度分に関しては１期から１０期としております。新型コロナウイルスが広がってきたのが２月ぐらいからであるため、２月１日からということで行っております。

次に、周知方法についてですが、広報紙や市ホームページでお知らせするほか、６月中旬にお送りした令和２年度当初納税通知書に今回の減免についてのお知らせを同封し、被保険者に周知を図りました。さらに、別途直通電話を設定して減免に関するコールセンターを設置し、電話での問い合わせに対応しました。なお、多くの事務に対応するため、会計年度任用職員を採用し、申請や問い合わせ等にあたりました。

国の財政支援についてですが、令和２年度の保険税減免分は、減免額の１０分の６を国民健康保険災害臨時特例補助金で、１０分の４を特別調整交付金として交付されます。また、令和元年度の保険税減免分は、１０分の１０が特別調整交付金として交付されます。このように今回のコロナウイルスの減免に関しては令和２年度、元年度ありますが、それぞれ国の方から財源が補填されるということになっております。

最後に、減免の実績、これは令和２年７月３１日現在で、申請件数が５２８件とありますが、８月１２日時点で申請件数が５５７件、減免を決定したものが３７０件、減免の合計額が８，５３７万５，６００円。こちらが減免額として７月末時点で集計され、８月に中旬に校正通知として各減免の

対象となる世帯に通知をしたその実績となります。

- 議長 ただ今の報告につきまして、ご質問はございますか。
この528件というのは多い方ですか。

- 事務局 各近隣にどれくらいの申請件数があるか聞いているところではあります
が、越谷市は6月の中旬から当初の賦課をしており、他の市の多くは7月
から賦課をしているので、その辺で多少差はあると思います。

想定していた件数よりは来ていませんが、今まで減免の件数で一番多か
ったのが、7年前の竜巻の時の減免件数が百何十件あったのが一番多かつ
たが、それと比較すると3～4倍の件数が来ているので、そういった意味
では我々としては大変だったと考えております。

- 議長 ご質問いかがでしょうか。ないようですので、以上で報告事項を終了い
たします。

5. その他

- 議長 次に、次第のその他に移りますが、その他ご意見等につきまして、委員の
皆様から何かございますか。ないようですので、それでは、以上をもちまし
て、本日本日予定されていた件が、無事終了いたしました。皆様のご協力に感謝
申し上げ、議長の任務を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

- 司会 関森会長、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。なお、
本日の会議録でございますが、作成できましたら委員の皆様へ送付させてい
たしますので、ご確認をお願いいたします。

6. 閉 会

- 司会 最後に、閉会にあたりまして、中村副会長よりごあいさつをいただきたい
と存じます。

- 副会長 以上をもちまして、令和2年第2回越谷市国民健康保険運営協議会を終了
させていただきます。皆様ありがとうございました。

資料３のＰ５ 「居所不明分」について

居所不明とは、納税通知書等が届かない場合などで現地調査を行った結果、居住実態が確認できない場合です。最終的には住民基本台帳の職権消除後に国民健康保険の資格喪失を行います、その手続きが終わるまでの間、居所不明分として扱います。